

令和8年8月28日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局 海上安全環境部 運航労務監理官

(1) 行政処分等の年月日	令和8年8月28日
(2) 事業者の氏名又は名称	東海汽船株式会社
(3) 処分等の種類	安全統括管理者及び運航管理者の解任命令
(4) 原因となった事故等の概要	令和8年1月以降、海上運送法第25条第1項に基づく立入検査を実施したところ、全社的なアルコール検査体制の形骸化、舷門未閉鎖状態での発航及び船内巡視時の舷門未確認の常態化、安全管理規程を実効的に機能させるための教育の未実施が確認され、安全統括管理者及び運航管理者が職務を怠っており、両者が引き続きその職務にあることは、輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められた。
(5) 処分等の内容	安全統括管理者及び運航管理者を解任すること

令和8年8月28日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局 海上安全環境部 運航労務監理官

(1) 行政処分等の年月日	令和8年8月28日
(2) 事業者の氏名又は名称	東海汽船株式会社
(3) 処分等の種類	輸送の安全確保に関する命令
(4) 原因となった事故等の概要	令和8年1月以降、海上運送法第25条第1項に基づく立入検査を実施したところ、酒気帯び状態での航海当直、アルコール検査記録及び発航前検査記録の不実記載が確認されるなど、輸送の安全が確保されていない事実が認められた。
(5) 処分等の内容	以下に掲げる措置について、令和8年9月28日までに当局あて文書にて報告すること。 ① 経営トップは、安全管理体制の抜本的再構築を含む再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立すること。また、安全管理規程第4条に基づき、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則の徹底について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。 ② 安全統括管理者は、安全管理体制を抜本的に再構築すべく、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。 ③ 運航管理者は、安全管理体制を抜本的に再構築すべく、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。 ④ 船長は、安全管理規程第31条に基づき、運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関その他設備等に修理を必要とする事態が生じたときには、必ず運航管理者に連絡すること。 ⑤ 船内の旅客係員は、安全管理規程第35条及び作業基準第8条に基づき、人道橋が収納された後、直ちに舷門を閉鎖すること。また、船長は、安全管理規程第35条及び作業基準第9条に基づき、すべての出港準備作業が完了したことを確認し、他の船舶の動静その他周囲の状況が出港に支障のないことを確認したうえ

	で、係留索を放させ慎重に離岸、出港すること。 ⑥ 船長は、安全管理規程第 36 条及び作業基準第 10 条に基づき、法令及び作業基準に定めるところにより、乗組員をして旅客区域、車両甲板その他必要と認める場所を巡視させ、法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させること。 ⑦ 安全統括管理者等は、安全管理規程第 38 条に基づくアルコール検知器を用いたアルコール検査体制が実効的に機能するよう、検査体制を抜本的に見直すこと。 ⑧ 船長及び乗組員は、安全管理規程第 38 条に基づき、飲酒等の後、正常な当直業務ができるまでの間、及びいかなる場合も呼気 1 リットル中のアルコール濃度が 0.15mg 以上である間、当直を実施しないこと。 ⑨ 船長は、安全管理規程第 38 条及び第 55 条に基づき、アルコール検査の記録を事実と違わず記録すること。 ⑩ 船長は、安全管理規程第 40 条に基づき、発航前検査に際しては、乗降用設備を含む設備及び装置について、確実に点検を実施すること。 ⑪ 船長は、安全管理規程第 40 条及び第 55 条に基づき、発航前検査の記録を事実と違わず記録すること。 ⑫ 運航管理者は、安全管理規程第 48 条及び事故処理基準第 4 条に基づき、事故等の発生を知ったときは、速やかに運輸局及び海上保安官署にその概要及び処理の状況を報告すること。 ⑬ 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第 50 条に基づき、安全管理規程その他輸送の安全を確保するために必要な事項について理解しやすい具体的な教育を定期的の実施し、その周知徹底を図ること。
(6) 違反点数付与状況	違反点数（今回の命令による違反点数） ・ 東京～八丈島航路 92 点 （うち輸送の安全に関する違反点数 92 点） ・ 東京～大島～神津島航路 96 点 （うち輸送の安全に関する違反点数 96 点） ・ 熱海～大島航路 38 点 （うち輸送の安全に関する違反点数 38 点） 当該事業者の累計点数 ・ 東京～八丈島航路 92 点 ・ 東京～大島～神津島航路 96 点 ・ 熱海～大島航路 38 点

令和 8 年 8 月 2 8 日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局 海上安全環境部 運航労務監理官

(1) 行政処分等の年月日	令和 8 年 8 月 2 8 日
(2) 事業者の氏名又は名称	東海汽船株式会社
(3) 処分等の種類	是正命令
(4) 原因となった事故等の概要	令和 8 年 1 月以降、船員法第 1 0 7 条に基づく立入検査を実施したところ、発航前検査等に関する規定が遵守されていないことが確認されるなど、船員法に違反する事実が認められた。
(5) 処分等の内容	以下に掲げる措置について、令和 8 年 9 月 2 8 日までに当局あて文書にて報告すること。 ① 船員法第 8 条の規定に従った発航前検査が実施されるよう、全社的に改善を図ること。 ② 航海当直をすべき職務を有する者に対し、酒気帯びの有無について確実に確認を行うとともに、酒気を帯びている者を航海当直に従事させないよう、全社的に改善を図ること。 ③ 船員に対し、乗り組む船舶の設備及び作業に関する具体的事項について、確実に教育を実施する体制を構築すること。 ④ 法令遵守のため、全社的かつ抜本的な改善策を講じ、令和 8 年 9 月 2 8 日までに改善策を報告すること。